

第 22 期 第 32 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 29 年 1 月 30 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 32 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 1 月 30 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市生涯研修センター「さぎなみ館」において第 32 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	35 名
	事務局	局長
		次長
		主査
		臨時

欠席者	農業委員	0 名
-----	------	-----

議事日程

- | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 117 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 2 件 |
| | 議案第 118 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 68 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可の取消願いについて | 3 件 |
| | 報告第 69 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について | 1 件 |
| | 報告第 70 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について | 2 件 |
| | 報告第 71 号 相続税の納税猶予に関する継続届について | 1 件 |
| 第 4 | その他 | |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第32回1月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号35番 ○○ 委員、36番 ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第117号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第117号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

譲渡人	神奈川県相模原市	持分2分の1	○○	○○
	埼玉県久喜市	持分2分の1	○○	○○
譲受人	稲荷		○○	
申請地	稲荷字池田	田		
譲受人の耕作面積	5,402 m ²			
申請理由	(譲渡人) 耕作不便			
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大			
権利の内容	売買による所有権の移転			
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹			
申請地では米を栽培予定				
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農業用自動車			
労働力	常時3人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
 - 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
 - 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
 - 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
 - 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
 - 第6号 また貸しするおそれがある場合
 - 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

先程、事務局から説明がありましたが、私の方からは、少し事務局の説明とは違うかも知れませんが、2年位前に相談がありまして、この田以外にも3反位あるようなのですが、既に売りに出しています。その一部を〇〇さんが1枚買ったというのが現実です。

両親が亡くなりまして、子どもも2人ともが東京の方の学校へ進学し、就職したものですから帰らないということになりまして、墓地も向こうへ移しました。こちらには全然いませんが、親戚の〇〇さんという人が管理をしていたのですが、固定資産税やその他のことがありますので、売って欲しいとになりました。親戚に不動産売買、管理等をしている人がいまして、その方に全て委託をしたというのが実態でございます。今後は順次売りに出して、こちらには全くいないというのが現状になるのではないかと考えています。

譲受人の、〇〇さんから私の方にも連絡がありまして、現地も確認しました。私達の仲間でもありますし、田を作ることにしても問題はないのではないかとということで、判を押ししました。

以上です。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

2番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇

申請地	双海町串字大畑 田
譲受人の耕作面積	13,654.37 m ²
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の内容	売買による所有権の移転
譲受人の作付予定作物	米、野菜、果樹 申請農地では、米を栽培予定
主な農機具の保有状況	田植機、農作業用自動車、耕運機、防除機
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、報告第68号の3条取り消し願いにも関連がございますが、申請農地については当初、譲渡人譲受人双方の被相続人の申請により平成27年4月に3条許可になったものです。しかし、法務局への登記手続き等をする前に相次いでお亡くなりになったため、このたび相続人間で改めて3条許可手続きをしたいとのことにより申請されたものです。

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局から説明があったとおりでございますが、以前に、農業委員会に申請され手続きを行っている最中に、双方ともが亡くなってしまいました。そうなりますと持ち主が変わることということになりますので、停止をいたしまして、〇〇さんの土地を奥さんが相続をされ、譲受人であった田中祥朝さんも亡くなりましたので、息子さんである〇〇さんがお父さんの代わりに引き受けるということで、今回新たに〇〇さんと〇〇さんの間で売買を行ったということです。

土地は、前回に皆様にご承認いただいておりますが、〇〇さんの水田の隣地になりまして、地続きというものもありますので、是非、譲り受けて作っていきたいということでした。〇〇さんは松山に住まれ会社員ではありますが、お母さんが地元でおいでますし、娘さんのご主人さんも一緒に手伝っていますので、今後も継続していかれるとも聞いてもいますので問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして2ページをお開きください。

■議案第118号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第118号農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申請人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	畑	外8筆
転用目的	植林		

申請地説明図の(1)～(3)が関係資料となっています。

申請人は、夫婦で柑橘を栽培していましたが、昭和61年のガット・ウルグアイラウンド(関税及び貿易に関する一般協定・貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行なわれた通商交渉。)による柑橘価格の暴落に伴い、柑橘栽培をやめて植林を行ったものであります。

また、申請人は、当該土地を前所有者(前夫:現夫の兄)から平成28年3月に相続した際、登記地目が畑であることを認識し、伊予森林組合による間伐事業の施工を受けるため、地目を山林に変更する必要があると、是正手続きとして、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地のうち2筆は、平成28年6月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対し意見照会があったものです。(平成28年6月第25回総会議案第89号-1)

申請地は、双海町高岸の山間部に位置し、農地と山林が混在した所であり、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

既に植林後30年以上経過しているため、今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長。

議案第118号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局から説明があったとおりでございます。

見ましても、森林と変わらないような、植林して30年以上経った土地のようでございます。

今後、相続の関係、森林組合の関係もあり、88歳という方でございますが、こういう申請を行ったのだと思います。

よろしく願いいたします。

議長

議案第118号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第118号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案118号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして3ページをお開きください。

報告事項に進みたいと思います。

第3

■報告第68号 農地法第3条第1項の規定にもとづく許可の取消願いについて

議長

報告第68号農地法第3条第1項の規定に基づく許可の取消願いを受理したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	双海町串字大畑	田	
解約事由	双方合意（契約解除）		
権利の種類等	売買による所有権移転（農地法第3条許可）		
	平成27年4月30日 伊農第22号		

2番

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	森	〇〇	〇〇
届出地	森字山田	田	
解約事由	双方合意（錯誤）		
権利の種類等	3年の賃借権設定（農地法第3条許可）		
	平成28年3月29日 伊（農委）第13号		

3番

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	森	〇〇	〇〇
届出地	森字山田 田 外1筆		
解約事由	双方合意（錯誤）		
権利の種類等	売買による所有権移転（農地法第3条許可）		
	平成28年3月29日 伊（農委）第14号		

議長

報告第68号につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

4ページをお開きください。

■報告第69号 農地法第5条第1項の規定にもとづく届出について

議長

報告第69号農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大角藏 田 外1筆		
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第69号につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

5ページをお開きください。

■報告第70号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第70号農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書、を受理したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字柳	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

2番

貸出人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平字武領	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

議長

報告第70号につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

6ページをお開きください。

■報告第71号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第71号相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

被相続人	下三谷	〇〇	〇〇
相続人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	外6筆
相続開始	平成25年4月21日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から3年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成29年2月21日のため、事務局が申請地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第2号の規定による会長専決により、平成29年1月10日に証明書を交付したものです。

議長

報告第71号につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

以上で報告事項を終わりにいたします。

続きましてその他事項に進みたいと思います。

第4

■その他

事務局

□ 農地転用許可申請の許可状況の報告について

第30回11月議案第110号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、

譲渡人 中山町出渕 ○○ ○○ 外3名

譲受人 中山町中山 ○○ ○○

申請地 中山町出渕 畑

転用目的 墓地

権利の種類等 売買による所有権移転

平成28年12月26日(地5)第163号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第31回12月議案第115号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、

譲渡人 埼玉県狭山市 ○○ ○○

譲受人 上野 ○○ ○○

申請地 上野字宮ノ前 畑

転用目的 露天駐車場

権利の種類等 売買による所有権移転

平成29年1月5日(地5)第181号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

□ 次回の開催日程について

平成29年2月27日(月)13時30分より

伊予市総合保健センターにての開催予定。

議長

以上で第32回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第32回1月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 14時 06分 閉会)